

税制上の優遇措置のご案内

赤十字活動資金にご協力をいただくと、次の税制上の優遇措置を受けられます。

個人に対する税制上の優遇措置

優遇区分	措置の内容等
所得税 (所得控除)	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
相続税 (非課税)	相続により取得した財産(全部または一部)を寄付した場合、寄付した相続財産の価格が相続財産から除外されます。

法人に対する税制上の優遇措置

優遇区分	措置の内容等
法人税	通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。

表彰制度のご案内

日本赤十字社の表彰

金色有功章

累計50万円以上のご寄付をいただいた場合



有功章記



有功章

法人・団体(楕円)

銀色有功章

累計20万円以上のご寄付をいただいた場合



略章

社長感謝状

金色有功章を受章後、累計50万円以上のご寄付をいただいた場合



感謝状

国からの表彰

厚生労働大臣感謝状

年度内に一時または累計額が個人は100万円以上500万円未満、法人・団体は300万円以上1,000万円未満のご寄付をいただいた場合、授与申請いたします。



感謝状

紺綬褒章 天皇陛下からの褒状となります。

個人は500万円以上、法人・団体は1,000万円以上のご寄付をいただいた場合、授与申請いたします。



褒章

※分納によるご寄付も対象になります。



略綬

活動資金へのご協力方法

インターネットで

クレジットカードでの月々の継続寄付などをお選びいただくことが可能です。



お近くの窓口で

千葉県支部または市区役所、町村役場の窓口で受け付けています。



遺贈・相続財産、お香典返しによる寄付

亡くなられたあとの財産や故人の遺産を社会のために役立ててほしいといった尊い遺志に応えるために、遺贈や相続財産、お香典返しによる寄付を承っております。詳細については下記までお問い合わせ下さい。

よくあるご質問

Q 毎年寄付しなければなりませんか?

A 赤十字活動資金へのご協力は自由意思でお願いするもので、強制ではございません。

Q 会員とは何ですか?

A 「会員」とは、日本赤十字社を寄付金で支援くださる方々、いわゆるサポーターのことです。年2,000円以上のご協力をいただける方々を、「会員」として登録させていただき、年に2回本社が発行する赤十字の情報誌を郵送させていただいております。

Q 活動資金と義援金の違いは何ですか?

A 活動資金は、災害救護活動はじめとした日本赤十字社の事業で活用します。義援金は、ご寄付の全額が被災された皆さまに届けられます。

 **日本赤十字社** 千葉県支部
Japanese Red Cross Society

〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7
TEL 043(241)7531(代表) | FAX 043(248)6812
<https://www.chiba.jrc.or.jp>



赤十字活動資金へのご協力をお願いします

赤十字の活動は、皆様からお寄せいただく活動資金によって行われています。

 **日本赤十字社** 千葉県支部
Japanese Red Cross Society



千葉の赤十字

日本赤十字社千葉県支部は、地域福祉やボランティア活動など、地域に根ざした活動を行っています。

また、災害が発生すると自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を行うなど、地域と密接なかかわりがあります。

こうした赤十字の活動は、公的資金によらず、皆さまからお寄せいただく活動資金によって支えられています。

皆さまからのご寄付があるからこそ…

公的資金を使わず事業することによって、国などから独立し、公平・中立の立場で人道的活動を行うことができます。これは、世界中の赤十字が共有している原則です。

日本赤十字社は、各都道府県に「支部」を設置し、赤十字活動を行っています。
日本赤十字社千葉県支部は、千葉県を担当する「支部」として、以下の事業を行っています。

■災害救護

災害時に医療救護班を被災地へ派遣します。また、避難所に救援物資をお届けする活動や、こころのケアや義援金の受付等、国内での災害発生に応じた活動を行います。

■講習普及

心肺蘇生等の講習会を4種類開催しています。

- ①救急法:救命・応急手当
- ②水上安全法:水難事故防止・救助
- ③幼児安全法:乳幼児に対する救命・応急手当
- ④健康生活支援講習:介護技術

■赤十字ボランティア

県下7,000名を超えるボランティアが、地域課題解決に向けた奉仕活動を展開しています。

また、無線技術・看護資格・語学等特別な技能を有したボランティアによる、特色ある奉仕活動を展開しています。

■青少年赤十字

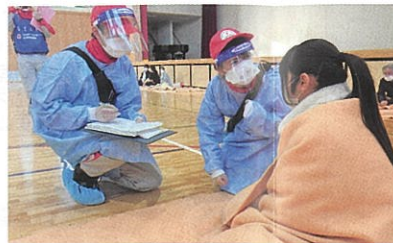
学校教育の中で赤十字のリソースを取り入れ、学習指導要領に応じた「気づき・考え・実行する」青少年の育成を行っています。

また、児童・生徒の他者理解力向上や、国際理解力向上のため、校種の垣根を超えた交流活動や他国との交流事業を行っています。

■災害救護

平時から医療救護班の訓練や研修、資機材の整備をし、災害に備えることができます。

また、救援物資を備蓄することによって、火事から大地震まで、災害の規模に関わらず物資を配布することができます。



■講習普及

講習資料の整備や指導員の養成を行うことができます。

そして、教本代・保険代という最低限の実費のご負担で、多くの方に講習をご受講いただくことができます。



■赤十字ボランティア

赤十字ボランティアの知識・技能の向上や、ボランティア活動に使う資材を整備することにより、地域に根ざした活動や、特殊技能を生かした活動を円滑に行うことができます。



■青少年赤十字

幼稚園～高校まで、赤十字のプログラム、体験学習や研修を提供することができます。直接生徒を対象としたものや、先生を対象としたもの様々です。



皆さまに支えられ、130年間千葉県で活動を続けることができました

- 全国の支部で唯一、義肢製作所を運営しています。
- 世界192か国の赤十字・赤新月社の一員として、海外救援活動に協力をしています。

今年も赤十字活動資金にご協力をお願いします